

● 教員が、自己のウェブサイトにて自己の講義資料等を掲載する場合、当該資料等に他人のコンテンツが含まれていることがあります。他人のコンテンツが著作物に該当する場合には、著作権処理が必要となる可能性があります。本資料は、著作物への該当性及び著作権の保護期間について基本的な1つの考え方を示し、それら以外の著作権処理が必要か否かを判断する際の参考資料として作成されました。

1. 著作物性の判断

わが国の著作権法上、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義付けられています。

① まず、「思想または感情」を表現することが必要ですので、事実やデータの単なる羅列（たとえば、列車時刻表、食堂のメニュー）は思想や感情が表現されておらず、著作物とはいえません。

② また、「創作性」が必要です。ここでいう「創作性」とは、芸術性のレベルの高低は問われず、著作者の何らかの「個性」が現れていればよいとされています。「他に表現の選択の余地があるにもかかわらず、その表現をした」場合には、原則として「創作性」があると考えられます。

他人の作品の単なる模倣、あるアイデア又は事実を表現する方法が1つしかない場合や非常に限定されている場合（誰が表現してもほぼ同様の表現にならざるを得ない場合）、平凡かつありふれた表現のように著作者の個性が表現されておらず、「創作」性を欠きます。

③ 一般的な工業用製品など、「文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」とはいえない場合は、著作物に該当しません。

なお、著作物であっても、憲法その他の法令、公機関の通達、裁判所の判決など、およびこれらの翻訳物・編集物で公機関が作成したものは、国民が自由に利用できるべきですので、わが国の著作権の目的とはなりません。

2. 著作物の種類ごとの判断

以下、著作物の種類ごとに、著作物性を判断する基準を簡単に説明します。

(1) 言語の著作物

抽象的にいえば、①文章が比較的短く、表現方法に創意工夫をする余地がないもの、②単に事実を説明しただけで、他の表現が想定しにくいもの、③きわめてありふれた表現については、著作者の「個性」が現れておらず、創作性が否定される傾向にあります。

たとえば、ホームページ上に掲載されるニュースの記事見出しについて、創作性を否定した裁判例がある一方で、「ボク安心 ママの膝より チャイルドシート」という

交通標語の創作性を認めた裁判例もあります。

大学の授業で利用されるような言語の著作物は、学术论文やこれに類するものが多いと思われませんが、このような言語の著作物は、アイデアが優れていたとしても、そのアイデアを表現する手段は制約されたものとならざるを得ませんので、ある程度まとまった文章でないと、著作物として成立しにくい傾向にあると考えられます。

しかし、文学的表現等については、比較的短文であっても著作物として成立する場合がありますでしょう。

(2) 図表の著作物

あるデータを、簡単な折れ線グラフや棒グラフで表現したにすぎない場合や、ある事実を簡単な表で五十音順等で羅列したにすぎないような場合には、一般的には、著作物性を欠くと思われれます。ただし、データや事実の抽出や並べ方に、創意工夫をしている場合には、著作物性を認められる可能性があります。

要するに、そのデータや事実を図表で表現する場合、誰でも同じような図表になってしまうと得ないという場合には著作物性を欠くといえます。

しかし、多少なりとも工夫をしていて、「他に表現の選択の余地があるにもかかわらず、その表現をした」といえる場合には、比較的緩やかに著作物性が認められますので、注意が必要です。

(3) 写真の著作物

単なる風景画などであっても、立体的なものを撮影した写真には、原則として、著作物性があります。ただし、絵画など平面的なものを正面から撮影したような場合には、創作性が否定されることがあります（この場合は、たとえ写真に著作物性が認められないとしても、絵画の著作権処理をしなければなりません）。

3. 著作権の保護期間

わが国の著作権の保護期間は、著作物の創作時から始まり、著作者の生存中および死後50年間とするのが原則です（死亡時起算主義）。

ただし、例外的に、著作者の死亡の事実や時期が不明な場合、著作者が法人などの団体の場合など、死亡時起算主義の採用が困難な場合には、次の表のとおり、公表時（創作時）起算主義を採用しています。

また、外国の著作物であっても、わが国が条約上保護義務を負う著作物についてはわが国の著作権法の保護期間を適用するのが原則です。しかし、わが国よりも保護期間が短い国の著作物は、その相手国の保護期間だけ保護する（相互主義）など、いくつかの特例を定めています。

これらの保護期間は、計算方法を簡単にするため、死亡、公表、創作した年の翌年の1月1日から起算します。たとえば、平成元年に死亡した著作者の著作物の保護期間は、平成2年1月1日から起算し、平成51年12月31日まで保護されます。

なお、米国など海外の著作権法の中には、70年間の保護を原則とするものも存しま

す。優にこれらの期間を過ぎている場合には、世界各国で著作権保護が切れている可能性が高いといえます。

保護期間

原則 著作者が生存している間および死後50年

例外

- ・ 無名・変名（周知の変名は除く）の著作物
→公表後50年（死後50年経過が明らかであれば、その時点まで）
 - ・ 団体名義の著作物
→公表後50年（創作後50年以内に公表されなかったときは創作後50年）
- 映画の著作物
→公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは創作後70年）

以上